

令和6年度 高知県安全安心まちづくり推進会議総会



高知県犯罪のない安全安心まちづくりシンボルマーク

と き: 令和7年2月19日(水) 14:00 ~ 16:00

ところ: 高知会館 2階「白鳳の間」

高知県安全安心まちづくり推進会議

も く じ

令和6年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会次第	1
令和6年度高知県安全安心まちづくり功労団体等表彰受彰者	2
令和6年度高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター入選作品	5
議題1 令和6年度の取組実績について	10
議題2 令和7年度の重点テーマについて	15
議題3 令和7年度の事業計画について	16
高知家安全安心まちづくり宣言	17
参考資料1 高知県安全安心まちづくり推進会議規約	18
参考資料2 高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿	20
参考資料3 高知県安全安心まちづくり推進会議幹事選出団体	23

令和6年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会 次第

【第一部 14:00～15:05】

- 1 開会のことば
- 2 表彰
 - (1) 高知県安全安心まちづくり功労団体等の表彰
 - (2) 高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター入選作品の発表・表彰
- 3 受賞者代表挨拶
- 4 会長挨拶
- 5 記念写真撮影
- 6 新規参加構成員の紹介
- 7 議事
 - (1) 議題1 令和6年度の取組実績について
 - (2) 議題2 令和7年度の重点テーマについて
 - (3) 議題3 令和7年度の事業計画について
- 8 高知家安全安心まちづくり宣言
- 9 閉会のことば

【第二部 15:15～16:00】

講演

演 題 「地域で育つ子供たち」

講演者 土佐市教育研究所 所長 吉門 直子 氏

令和6年度高知県安全安心まちづくり功労団体等表彰受彰者

【団体の部】

(敬称略)

団体名	主な功績の概要
株式会社 四国ダスキン	株式会社ダスキンのフランチャイズ加盟店として、「地域住民の皆様が安全安心に暮らせるまちづくりを推進する」という理念のもと、環境衛生等の業務を通じて、顧客や地域住民の安全安心な生活の実現に向けて取り組んでいる。 主な活動は、「県警察と制作したステッカー」を貼った事業用車両での見守り活動、「特殊詐欺被害防止を呼びかけるイラストやメッセージが記載された床マット」を活用した特殊詐欺被害防止活動がある。 長年にわたり、独自の事業活動を生かして地域社会や住民の安全安心の推進に取り組んでおり、事業者の社会貢献活動参加の気運を高めるとともに、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。
高知県立 春野高等学校	「創造性豊かで、自ら課題解決のできる力を養い、地域に貢献できる人材」の育成を目指し、教職員と生徒が一体となって体験学習を重視した活動が続けている。 具体的な活動として、県警察と協力して、インターネットに起因する犯罪の被害防止活動や自転車盗難被害防止活動等の防犯活動に献身的に取り組んでいる。 また、自転車通学時におけるヘルメット着用を義務化して着用率の向上にも取り組むなど、交通安全活動も積極的に行っており、これらの学校一体となった先駆的活動は他の活動者の模範となっている。 これらの活動に加え、他団体との連携強化や関係構築も積極的に取り組んでおり、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。

令和6年度高知県安全安心まちづくり功労団体等表彰受彰者

【団体の部】

(敬称略)

団体名	主な功績の概要
高知県立 清水高等学校	土佐清水地区の模範となる人材を育成する目的のもと、生徒会やボランティア部を中心として、関係機関と協力した地域密着型の社会貢献活動を積極的に行っている。 主な防犯活動として、自転車盗難被害防止に関する各種防犯活動、催事場等における地域安全協会や警察など連携した特殊詐欺被害防止の啓発活動、児童、生徒の登下校時における見守り活動などがある。 また、独居高齢者宅等への訪問見守り活動、全国交通安全運動期間中における交通安全啓発活動、こども食堂支援事業の補助など、地区の実情に応じた多様な活動を献身的に行っており、安全安心な清水地区の実現に貢献した。
高知県立高知丸の内 高等学校生徒会	「自分たちで企画立案し、行動していく生徒会活動」という伝統を引き継ぎ、生徒会役員を中心として、地域の人たちとの関わりを大切に活動が続けている。 具体的な防犯活動として、他校の高校生ボランティア団体、少年警察ボランティア協会、地域安全協会、県警察と連携した自転車盗難被害防止啓発活動のほか、県などの関係機関と協力した薬物乱用防止啓発活動などを行っている。 また、学校周辺における朝の挨拶・見守り活動、交通安全啓発活動なども行っており、その活動は多岐に及び、同世代を含めた他の団体とも協力関係を構築するなど、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。

令和6年度高知県安全安心まちづくり功労団体等表彰受彰者

【個人の部】

(敬称略)

個人名	主な功績の概要
かわせ のりひろ 川瀬 卿宥	平成11年に、いの地区地域安全推進協議会（日高地区）の推進員を委嘱後、現在に至るまで、防犯、地域安全、少年の健全育成の分野で献身的に活動している。 主な活動は、通学路安全の日における児童の登下校の見守り活動、全国地域安全運動に伴う各種街頭キャンペーン活動、年金支給日等における特殊詐欺被害防止啓発活動、青少年の非行防止等を目的とした啓発キャンペーンやパトロール活動などへの参加がある。 また、同地区推進員の班長として、後進への積極的な指導、関係機関との連携の強化などの活動も行っており、日高地区の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。
いまい ひさみつ 今井 久光	令和2年に、檮原町スクールガードリーダーを委嘱されて以来、現在も町内を中心に防犯活動に取り組んでいる。 具体的な活動は、通学路における登下校時の児童への声かけや見守り、青色回転灯装着車両での巡回による地域住民の安全確認、全国地域安全運動期間中等における他機関合同による管内一斉の防犯パトロールなどである。 町内唯一のスクールガードリーダーとして活動を継続しており、地元住民の信頼は厚く、防犯活動の牽引役として檮原地区の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。

【小学生の部】

☆ 最優秀

香南市立香我美小学校
つねいし まほ
恒石 真穂 さん



作品説明

カギを閉め忘れたら、どろぼうなど、誰かが入ってきてしまい、大事な物などがぬすまれてしまうかもしれないという作品にしました。足あとは、どろぼうの足あとです。

☆ 優秀



作品説明

学校への行き帰り、いろいろな人が見守りをしてくれています。安全に学校に通えているので、そのうれしさを伝えたくて描きました。

高知市立高須小学校

たかはし ゆきえ
高橋 志瑛さん

【小学生の部】

☆ 佳作



土佐市立蓮池小学校
しもむら
下村 うみり さん



日高村立日下小学校
のむら ゆうき
野村 祐輝 さん

令和6年度高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター入選作品

【中学・高校生の部】

☆ 最優秀

土佐市立土佐南中学校

おかばやし ひな

岡林 瞳奈 さん



作品説明

「高知県の外部や内部からの犯罪などを高知家の力や元気で守ろうや!」という主旨で描きました。

☆ 優秀

高知学芸中学校

ふじもと はな

藤本 花菜 さん



作品説明

SNSではたくさんの闇バイトが甘い言葉で誘惑してきます。闇バイトは一度はまると抜け出せない落とし穴です。みんなが落とし穴に気づくことが闇バイトを減らすことにつながると思っており、このポスターを描きました。

令和6年度高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター入選作品

【中学・高校生の部】

☆ 佳作



高知県立高岡高等学校

ほり りつと
堀 律斗 さん



高知県立高知小津高等学校

やました るり
山下 瑠璃 さん



高知県立室戸高等学校

かわぐち しおん
川口 汐音 さん



高知県立室戸高等学校

やながわ だいすけ
柳川 大介 さん

【中学・高校生の部】

☆ 佳作



高知学芸中学校
いとう りいこ
伊藤 里衣子 さん



高知市立高知商業高等学校
おりゆう せな
尾立 瀬凧 さん

1 令和 6 年度重点テーマに基づく主な取組について

《 地域で子どもを見守ろう 》

【主な取組】※()は令和6年12月までの実績

- 市町村によるスクールガード・リーダーの委嘱 令和6年:22市町村、44人
- ヤフーアプリを利用した不審者情報に係る情報発信(情報発信件数:43件)
- ラジオを活用した広報啓発(県警察1回、県1回)
- 保育所等における防犯教室や不審者対応訓練
(誘拐被害防止教室:193回、不審者対応訓練:257回)
- 通学路安全の日(毎月第3木曜日)の活動(通年実施)
- 安全安心まちづくりニュースによる広報啓発(第2号約88,700部)
- 安全安心まちづくりだよりによる広報啓発(第3号、約330部)
- 安全シェルター等の登録
(子供110番の家:2,682戸、子供110番の車:846台)

《子どもが被害にあった刑法犯の認知状況》

※ 犯罪被害における「子ども」とは20歳未満の少年

R5年	R6年	増減数	子どもが被害に遭った犯罪の種類別認知件数と割合					
			凶悪犯 粗暴犯	凶悪犯・粗暴犯被害 総数中、子どもの被害 が占める割合	不同意・公然 わいせつ	不同意・公然わいせつ 被害総数中、子どもの 被害が占める割合	窃盗犯	窃盗犯被害総数中、 子どもの被害が占める 割合
592件	664件	72件	64件	23.4%	22件	44%	532件	21.8%

《子どもに対する声かけ事案等認知件数》

《声かけ事案等の対象者別集計》

R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
289件	269件	221件	202件	262件

	小学生	中学生	高校生	その他	合計
R5年	91件	33件	38件	40件	202件
R6年	117件	39件	61件	45件	262件
増減数	26件	6件	23件	5件	60件

《子どもが巻き込まれた交通事故発生件数》

※ 交通事故における「子ども」とは中学生以下の少年

	件数	死者	負傷者
R5年	69件	0人	71人
R6年	67件	1人	67人
増減	-2件	1人	-4人

【現状と課題】

令和 6 年中の子どもが被害者となる刑法犯の認知件数は、前年と比べ72件増加しており、その中でも、わいせつの被害に遭う割合が、他の犯罪と比べて高くなっています。また、誘拐等の凶悪事件につながる危険性のある声かけ事案等の認知件数は、前年と比べて60件増加しており、予断を許さない状況です。

子どもが巻き込まれた交通事故は、発生件数及び負傷者数は前年から減少していますが、死者数は増加しています。

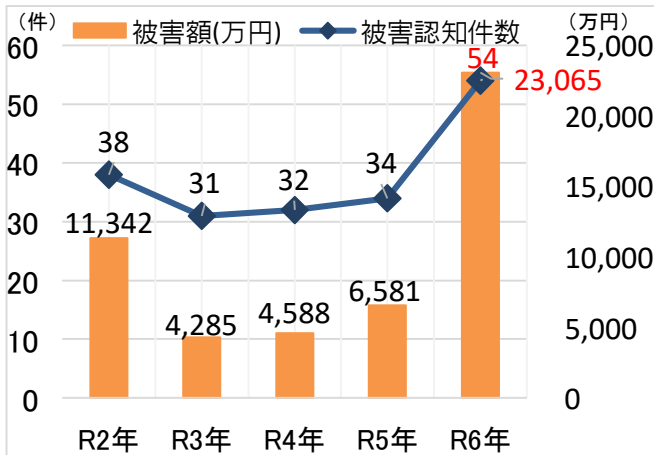
これらのことから、今後も、地域住民、学校、行政、警察など、地域全体で共通意識を持ち、連携して見守り活動を強く推進していく必要があります。

《 特殊詐欺の被害を防ごう 》

【主な取組】※()は令和6年12月までの実績

- 街頭キャンペーンなどによる広報啓発 (381回)
- ラジオを活用した広報啓発 (県警察2回、県1回)
- メールによる特殊詐欺被害注意情報の発信(発信件数32件)
- 安全安心まちづくりニュースによる広報啓発 (第2～第3号 各88,700部)
- 安全安心まちづくりだよりによる広報啓発 (第1号、約330部)
- 詐欺電話撃退装置「見張り君」貸出(通年) ○ 特殊詐欺被害防止教室の実施(373回)
- 金融機関等による被害の未然防止(38件)

《 特殊詐欺の被害額・被害認知件数の推移 》



《 令和6年 特殊詐欺被害状況 》

特殊詐欺の手口	件数	
		65歳以上
オレオレ詐欺	10	4
預貯金詐欺	0	0
架空料金請求詐欺	21	6
還付金詐欺	12	10
融資保証金詐欺	3	0
金融商品詐欺	0	0
ギャンブル詐欺	0	0
交際あっせん詐欺	4	1
その他の特殊詐欺	4	0
キャッシュカード詐欺盗	0	0
合 計	54	21

《 令和6年 SNS型投資・ロマンス詐欺被害状況 》

	件数	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代		70歳代	80歳以上
							60～64	65～69		
SNS型投資詐欺	28	1	1	0	2	9	5	6	3	1
SNS型ロマンス詐欺	28	0	1	2	6	6	4	6	3	0

【現状と課題】

令和6年中の特殊詐欺の被害は、認知件数が54件、被害額は約2億3,065万円で、前年よりも件数・被害額ともに増加しました。被害が多かった手口は、電話会社等の職員を騙って未納代金などの名目で金銭等を騙し取る「架空料金請求詐欺」、市役所等の職員を騙り、還付金の受取名目で現金を送金させる「還付金詐欺」、捜査機関等を騙り、架空事件での示談等を目的に金銭等を騙し取る「オレオレ詐欺」などです。

また、令和6年から、SNS等で暗号資産などへの投資を勧めて投資金等の名目でお金を騙し取る「SNS型投資詐欺」や、SNS等で恋人のように振る舞って面会料等の名目でお金を騙し取る「SNS型ロマンス詐欺」が若者から高齢者までの幅広い世代で急拡大しており、令和6年中のSNS型投資詐欺の被害は、認知件数が28件、被害額は約4億4,589万円で、SNS型ロマンス詐欺の被害は、認知件数が28件、被害額は約2億1,029万円でした。

これらの被害を防ぐため、防犯機能付き電話機等を使用した体験型や実演型の被害防止教室等を行って、その危険性を体感してもらうといった「犯罪者からの自宅電話への架電、SNS等によるメールへの対策」などを推進するとともに、不審な電話等があったときには家族や警察等へ相談することを呼びかけていくことが大切です。

《 高齢者などを事故や事件から守ろう 》

【主な取組】※()は令和6年12月までの実績

- 春・秋・年末年始の交通安全運動(通年実施)
- 交通事故防止キャンペーンに伴う1万人訪問活動【令和6年9月、11,444人】
- 高齢者を対象とした交通安全教室(614回、参加者数9,413人)
- 高齢者アドバイザーによる高齢者宅訪問(16,933回、22,637人)
- 広報紙等による広報啓発活動
(交番・駐在所速報288紙、19,849部 ミニ広報紙1,549紙、383,309部)
- 高齢者を対象とした防犯教室(331回、参加者数4,923人)
- 安全安心まちづくりニュースによる広報啓発 (第2号、約88,700部)
- 安全安心まちづくりだよりによる広報啓発 (第1号、第3号、各約330部)
- 女性を対象とした防犯教室(県警察3回、県1回)

《県内の交通事故、高齢者の交通事故発生件数》

	件 数	死 者	負傷者	高齢者		
				件 数	死 者	負傷者
R5年	975件	23人	1,049人	455件	11人	234人
R6年	898件	21人	984人	445件	15人	226人
増 減	-77件	-2人	-65人	-10件	4人	-8人

《高齢者・女性が被害者となった刑法犯の認知状況》

	R4年	R5年	R6年	高齢者・女性が被害に遭った種類別 発生件数と割合(令和6年中)					
				窃盗被害	窃盗被害総数中、高齢者・女性が占める各割合	不同意・公然わいせつ被害	不同意・公然わいせつ被害総数中、高齢者・女性が占める各割合	詐欺被害	詐欺被害総数中、高齢者・女性が占める各割合
総 数	2,723件	3,179件	3,528件	2,439件		50件		227件	
高齢者	395件	467件	531件	386件	15.8%	0件	0%	44件	19.4%
女 性	846件	978件	1,200件	759件	31.1%	36件	72%	86件	37.9%

【現状と課題】

令和6年中の交通事故死者数は21人で、統計が残る昭和27年以降で最少だった令和5年から2人減少しています。また、事故件数及び負傷者も前年から減少しており、構成員の皆さまによる安全安心の取組についての効果が現れていると思われます。

しかしながら、交通事故で亡くなられた方のうち、高齢者（65歳以上）は15人で、前年から4人増加し、全死者数の7割を占めていることから、引き続き高齢者を中心とした交通安全対策を推進していかなければなりません。

また、令和6年に高齢者が被害に遭った刑法犯認知件数、女性が被害に遭った件数ともに増加していることから、引き続き、被害防止に関する広報啓発活動や戸別訪問等の各種取組を推進していく必要があります。

《 鍵かけ運動を進めよう 》

【主な取組】※()は令和6年12月までの実績

- ラジオを活用した広報啓発（県警察1回、県1回）
- 防犯啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」での広報啓発
- 自転車盗難被害防止モデル校の指定と広報啓発
（指定50校〈指定校の内訳：小学校7校・中学校24校・高校19校〉）
- 安全安心まちづくりニュースによる広報啓発（第2号、約88,700部）
- 安全安心まちづくりだよりによる広報啓発（第2号、約330部）

《県内の刑法犯、主な窃盗犯の認知件数》

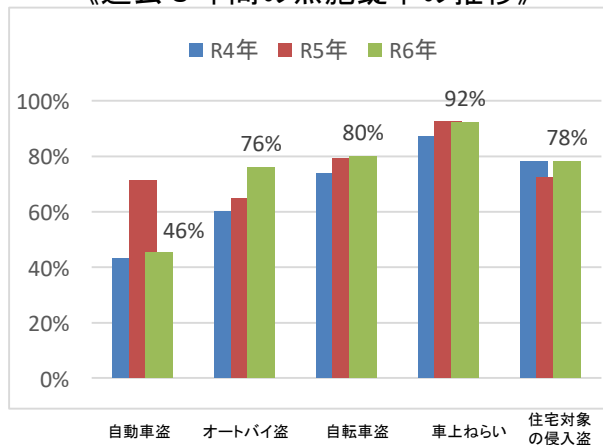
	認知総数	うち 窃盗被害	乗り物盗			車上ねらい	住宅対象 の侵入盗
			自動車盗	オートバイ盗	自転車盗		
R4年	2,723件	1,900件	7件	20件	574件	93件	127件
R5年	3,179件	2,327件	7件	34件	782件	95件	144件
R6年	3,528件	2,439件	11件	50件	760件	89件	169件

《令和6年中の窃盗被害認知と施錠の有無》

	自動車盗	オート バイ盗	自転車盗	車 上 ねらい	住宅対象 の侵入盗
被害件数	11件	50件	760件	89件	169件
施錠あり	6件	12件	153件	7件	32件
施錠なし	5件	38件	607件	82件	132件

※ 住宅対象の侵入盗被害169件中、施錠の有無が不明は5件

《過去3年間の無施錠率の推移》



【現状と課題】

令和6年中の刑法犯被害全体の認知件数と窃盗被害の認知件数は、前年と比べいずれも増加しています。

窃盗被害をみると、その多くは「自転車盗」や「オートバイ盗」といった乗り物に関する手口で、窃盗被害全体の約34%を占めています。

これらの手口による被害の多くは、施錠なしの状態被害に遭っています。また、持ち家やマンションなどの住宅に侵入する盗難被害についても、約78%が無施錠の状態被害にあっています。

盗難被害を防ぐためには、鍵を確実にかけることが身近で直ぐにできる防犯対策であり、重要な取組となることから、引き続き「確実な鍵かけ」を呼びかけていく必要があります。

2 令和6年度の事業計画に基づく主な取組について

(1) 事業計画に基づく主な取組

- 3～4月
 - ・各構成員の令和5年度取組実績及び令和6年度取組予定を照会
 - ・令和6年度高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスターの募集開始
- 6月
 - ・会報「安全安心まちづくりだより」（令和6年度第1号）発行
- 7月
 - ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」（令和6年度第1号）発行
- 8月
 - ・第1回幹事会の開催（書面開催）
 - ・各構成員の令和5年度取組実績及び令和6年度取組予定を公表
- 9月
 - ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」（令和6年度第2号）発行
- 10月
 - ・防犯啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」の開催
 - ・全国地域安全運動に合わせたイベント「高知県民のつどい」へ参加
 - ・安全安心まちづくり功労団体等表彰に係る推薦の受付を開始
- 11月
 - ・会報「安全安心まちづくりだより」（令和6年度第2号）発行
 - ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」（令和6年度第3号）発行
- 12月
 - ・会報「安全安心まちづくりだより」（令和6年度第3号）発行
 - ・令和6年度高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター選考会の開催
 - ・安全安心まちづくり功労団体等表彰審査委員会の開催
- 1月
 - ・第2回幹事会の開催（書面開催）
- 2月
 - ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」（令和6年度第4号）発行予定
 - ・高知県安全安心まちづくり推進会議総会の開催
- 3月
 - ・会報「安全安心まちづくりだより」（令和6年度第4号）発行予定
- 通年
 - ・安全安心まちづくりに取り組む企業・団体等に推進会議参加を呼び掛け令和5年度総会后、新たに2社が構成員として参加

(2) 全国地域安全運動期間中（10/11～10/20）の主な取組

○10月20日、防犯啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」の開催

（イオンモール高知専門店街1階南コート）

特捜戦隊デカレンジャーデカブレイク役の吉田友一さん、デカピンク役の菊地美香さんによる防犯トークライブ、防犯レターの作成、防犯スタンプラリー、特殊詐欺被害防止等の啓発パネルの展示、防犯カメラやカメラ付きインターフォン等防犯機器の展示・設置啓発、自転車用ヘルメットの展示・着用啓発等を実施

○ラジオ、テレビ、インターネット広告による広報啓発

議題2 令和7年度の重点テーマについて

社会的弱者である子ども達を犯罪から守ることは、安全で安心なまちづくりの要といえます。近年、子どもが被害者となる刑法犯の認知件数は増加傾向にあり、誘拐や性犯罪等の凶悪犯罪へ発展する危険性のある声かけ事案の認知件数は200件を超え、増加傾向にあります。

また、高齢者が特殊詐欺等の犯罪被害や交通事故被害に遭うことが依然として多く、女性が被害者となる刑法犯の認知件数も増加していることから、子どもや女性、高齢者などを犯罪や事故の被害から防ぐため、地域住民、防犯ボランティア団体、行政などの関係機関が一層連携し、地域一体となってあらゆる機会を活用した啓発情報の発信や各種教室の開催などを継続します。

令和6年中の特殊詐欺被害は、前年と比較して、被害認知件数は20件増加の54件、被害額は約1億6,484万円増加の約2億3,065万円に上っています。また、被害が急拡大しているSNS型投資・ロマンス詐欺は、令和6年末時点で、SNS型投資詐欺の被害認知件数が28件、被害額は約4億4,589万円に上り、SNS型ロマンス詐欺の被害認知件数が28件、被害額は約2億1,029万円となっています。社会情勢の変化に伴う手口の発生など犯行態様は多様化し、若者から高齢者までの幅広い世代で被害が拡大していることから、引き続き被害防止対策を力強く推し進めます。

刑法犯認知件数のうち7割が窃盗被害ですが、その多くが鍵をかけていない無施錠の状態で被害に遭っています。住まいを狙った侵入窃盗についても、無締まりの箇所から侵入される被害が多く発生していることから、「鍵かけ」という身近で基本的な防犯対策を通して、「自らの安全は自らで守る」という意識を醸成することが必要です。

以上のことから、令和7年度の重点テーマを次のとおり定めます。

重点テーマ（案）

地域で子どもや高齢者などを事故や事件から守ろう

特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害を防ごう

鍵かけ運動を進めよう

議題3 令和7年度の事業計画について

県民の防犯意識の醸成に努めるとともに、県民、事業者、地域で活動する団体等による犯罪のない安全で安心なまちづくりへの気運を高めることを目的とし、各種行事の開催や広報媒体の利用によって効果的な取組を行います。

1 令和7年度の高知県安全安心まちづくり推進会議の事業計画（案）

- 4月
 - ・各構成員の令和6年度取組実績及び令和7年度取組予定を照会
 - ・第4次推進計画に基づく取組事項等について（庁内照会）
- 5月～10月
 - ・令和7年度高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスターの募集
- 6月～2月
 - ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（年4回）
- 6月～3月
 - ・会報「安全安心まちづくりだより」の発行（年4回）
- 7月
 - ・第1回幹事会の開催
 - ・各構成員の令和6年度取組実績及び令和7年度取組予定を公表
- 9月～10月
 - ・安全安心まちづくり功労団体等表彰に係る推薦の受付
- 10月
 - ・全国地域安全運動期間の取組への協力
 - ・防犯啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」の開催
- 12月
 - ・高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター選考会の開催
 - ・安全安心まちづくり功労団体等表彰審査委員会の開催
- 1月
 - ・第2回幹事会の開催
- 2月
 - ・高知県安全安心まちづくり推進会議総会の開催
- 通年
 - ・安全安心まちづくりに取り組む企業・団体等に推進会議への入会を呼び掛け
 - ・インターネットやSNS広告を活用した広報啓発

2 全国地域安全運動期間中（10/11～10/20）に行う事業（案）

（公社）高知県防犯協会及び高知県警察とともに、県民の皆様、事業者、地域で活動する団体を対象とした啓発を行います。

また、犯罪や事故のない安全で安心な地域社会づくりをテーマとしたイベントを開催して、安全安心まちづくりの啓発を行います。

- 「安全・安心なまちづくりの日 高知県民のつどい」への後援
- 防犯啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」の開催
- テレビやラジオ・広報紙等を活用した集中的な広報啓発

「高知家」安全安心まちづくり宣言

安全で安心して暮らせる地域社会の実現は、県民すべての願いです。

私たちの身近なところで起きる犯罪の被害から、自分や家族、地域を守るためには、県民一人ひとりが防犯意識を高め、子どもや高齢者の見守り活動など、できることから取り組んでいくことが必要です。

ここに私たちは「高知県はひとつの大家族」との思いのもと、人権を尊重し、人と人とのつながりを大事にして、相互に助け合い・協力しながら、次のとおり安全安心まちづくりに取り組むことを宣言します。

- 一、 毎年度の事業計画に、安全安心まちづくりの取組を盛り込み、自らの活動として取り組んでいきます。
- 一、 自らの活動を通じて、安全安心まちづくりの考え方が広く浸透するように努め、県民によって支えられる運動としていきます。
- 一、 各地域で行われる安全安心まちづくり活動に参加・協力し、事件・事故などの被害防止につなげます。



令和7年2月19日

高知県安全安心まちづくり推進会議

「高知家」とは

高知県の一番の魅力、家族のようにあたたかい「高知県人＝人」に着目し、高知県を一つの大きな家族に例えて、県全体で取り組むキャンペーンです。

高知県安全安心まちづくり推進会議規約

(名称)

第1条 この会議は、「高知県安全安心まちづくり推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年高知県条例第9号)第11条に基づき、犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすことのできる高知県を目指して、県民、事業者、地域活動団体、行政機関が相互に連携、協働して犯罪のない安全安心まちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する重点的な取り組みに関する協議
- (2) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する情報及び意見の交換
- (3) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する普及啓発
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 推進会議は、本会議の目的に賛同し、県域にわたって安全安心まちづくりの活動を展開している団体等及び行政機関並びに有識者で構成する。

2 推進会議に参加を希望する団体等及び行政機関は、所定の入会申込書を会長に提出し、承認を受けるものとする。

3 推進会議の構成員は、退会届を会長に提出して、退会することができる。

(役員)

第5条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

2 役員は、総会において構成員の代表者の中から互選により選出する。

3 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

5 役員の任期は2年とする。ただし、任期満了後も後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとし、再任を妨げない。

6 役員の任期満了等により構成員の代表者を退いた場合は、その職の後任者が前任者の残任期間その職務を行うものとする。

(総会)

第6条 推進会議の総会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長不在の場合は、会長があらかじめ指名した者がその議長となる。

2 規約の改廃その他重要な事項は、総会において審議する。

3 総会は公開とする。

4 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会の構成員(以下「幹事」という。)は、会長が別に定める推進会議の構成員から選出された者とする。

3 代表幹事は、幹事の互選により選出する。

4 幹事会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の審議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の審議を要しない会務の執行に関する事項

5 幹事会において議決を得なければならない事項のうち、代表幹事が認めた事項については、書面決議による開催により幹事会の議事に代えることができる。

6 第5条第5項及び第6項、前条第1項、第3項及び第4項の規定は、幹事会において準用する。

この場合において、これら条文中「役員」とあるのは「幹事」と、「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「代表幹事」と読み替え、第5条第6項に「構成員の代表者」とあるのは「推進会議の構成員たる所属団体の役職等」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、高知県、高知県教育委員会及び高知県警察本部の高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例の所管課に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年1月25日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、推進会議の設立総会に限り、高知県知事が招集する。

附 則(平成21年2月10日改正)

一 この規約は、平成21年2月10日から施行する。

附 則(平成26年2月7日改正)

一 この規約は、平成26年2月7日から施行する。

附 則(令和6年2月13日改正)

一 この規約は、令和6年2月13日から施行する。

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿(令和7年2月19日現在)

番号	区分	構成員名
1	防犯活動団体	公益社団法人 高知県防犯協会
2		高知県地域安全アドバイザー連絡会
3		高知県タウンポリス連絡協議会
4	地域活動団体	高知県民生委員児童委員協議会連合会
5		公益財団法人 高知県老人クラブ連合会
6		高知県連合婦人会
7		社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
8		一般社団法人 高知県交通安全協会
9		高知県交通安全指導員協議会
10		高知県交通安全母の会連合会
11		高知県少年警察ボランティア協会
12		公益財団法人 高知県身体障害者連合会
13		高知市老人クラブ連合会
14		あさひのこどもを守る会
15		高知県更生保護女性連盟
16	こどもの安全の確保 に関する団体	高知県小中学校PTA連合会
17		高知県小中学校長会
18		高知県スクールガード・リーダー連絡協議会
19	事業活動に関する団体等	高知県経営者協会
20		高知県商工会議所連合会
21		高知県商工会連合会
22		高知県旅館ホテル生活衛生同業組合
23		公益社団法人 高知県建築士会
24		高知県金融機関防犯連合会
25		高知県石油業協同組合
26		高知県理容生活衛生同業組合
27		高知県遊技業協同組合
28		一般社団法人 高知県トラック協会
29		一般社団法人 高知県警備業協会
30		一般社団法人 高知県指定自動車学校協会
31		株式会社ドコモCS四国高知支店
32		日本貸金業協会高知県支部
33		西日本電信電話株式会社高知支店
34		株式会社 高知銀行

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿(令和7年2月19日現在)

番号	区分	構成員名
35	事業活動に関する団体等	四国電力株式会社高知支店
36		一般社団法人 高知県産業廃棄物協会
37		高知県自転車二輪車商協同組合
38		四国コカ・コーラボトリング株式会社高知支店
39		株式会社 四国銀行
40		リコージャパン株式会社四国支社高知事業部
41		一般社団法人 高知県建設業協会
42		NPO法人 高知県防犯設備協会
43		セキスイハイム東四国株式会社
44		ダイドー・タケナカベンディング株式会社
45		株式会社 ほっかほっかフーズ
46		あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
47		損害保険ジャパン株式会社高知支店
48		全国共済農業協同組合連合会高知県本部
49		株式会社ローソン高知
50		セコム高知株式会社
51		株式会社フジ(高知運営事業部)
52		株式会社ダスキン中国・四国地域本部
53		ミタニ建設工業株式会社
54		高知ヤクルト販売株式会社
55		一般社団法人 高知県ハイヤー協会
56		ヤマト運輸株式会社高知主管支店
57		有限会社四国浄管
58		富国生命保険相互会社
59		パナソニック マーケティング ジャパン株式会社中四国社
60		株式会社エフエム高知
61		一般社団法人生命保険協会高知県協会 (新規)
62		電化工事株式会社 (新規)
63	有識者	弁護士
64		経営者協会参与
65	行政機関	高知県市長会
66		高知県町村会
67		高知市
68		室戸市

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿(令和7年2月19日現在)

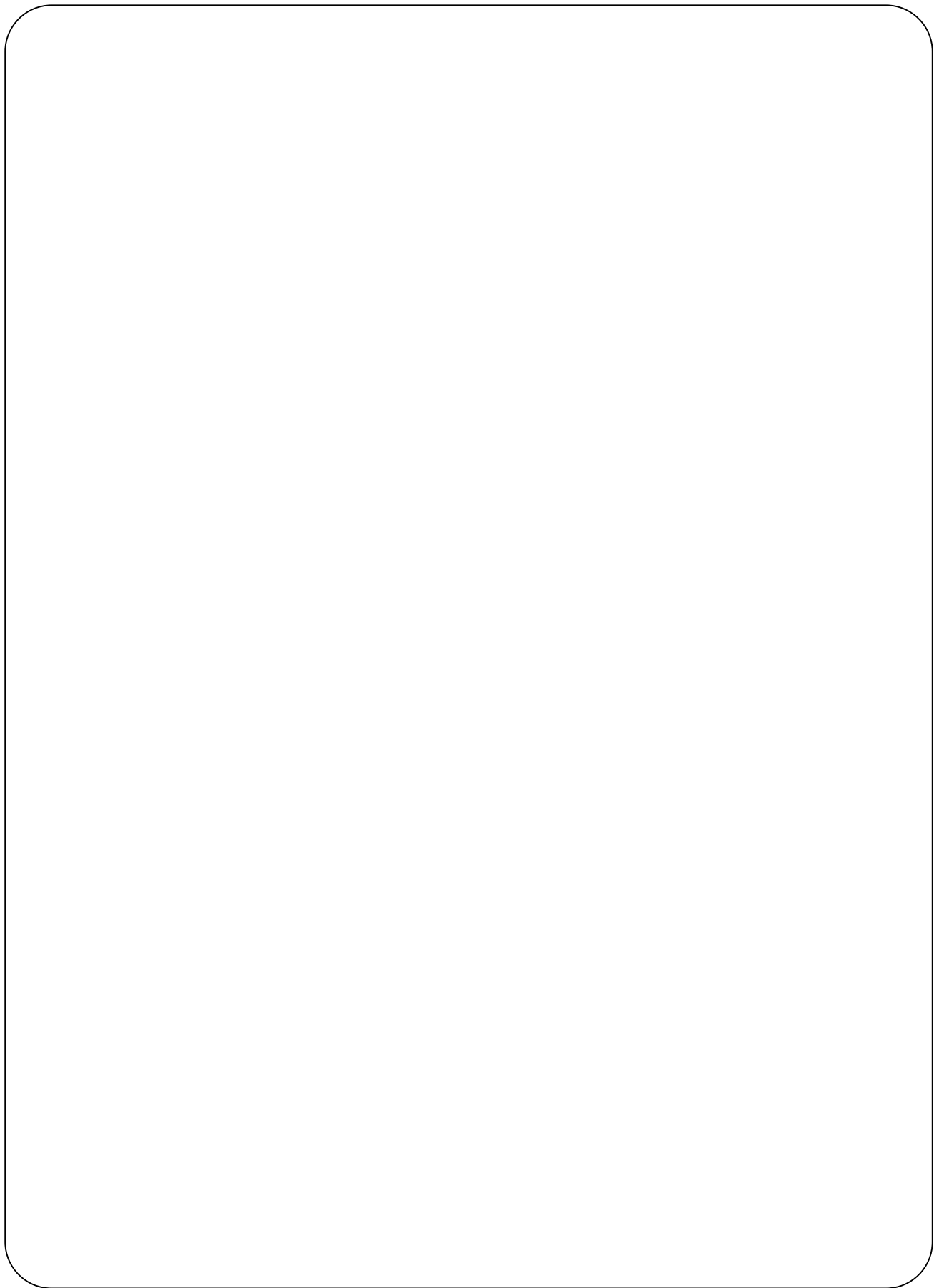
番号	区分	構成員名
69	行政機関	安芸市
70		南国市
71		土佐市
72		須崎市
73		宿毛市
74		土佐清水市
75		四万十市
76		香南市
77		香美市
78		東洋町
79		奈半利町
80		田野町
81		安田町
82		北川村
83		馬路村
84		芸西村
85		本山町
86		大豊町
87		土佐町
88		大川村
89		いの町
90		仁淀川町
91		中土佐町
92		佐川町
93		越知町
94		檮原町
95		日高村
96		津野町
97		四万十町
98		大月町
99		三原村
100		黒潮町
101	事務局	高知県
102		高知県教育委員会
103		高知県警察本部

高知県安全安心まちづくり推進会議 幹事選出団体
(令和6年2月13日から令和8年2月12日)

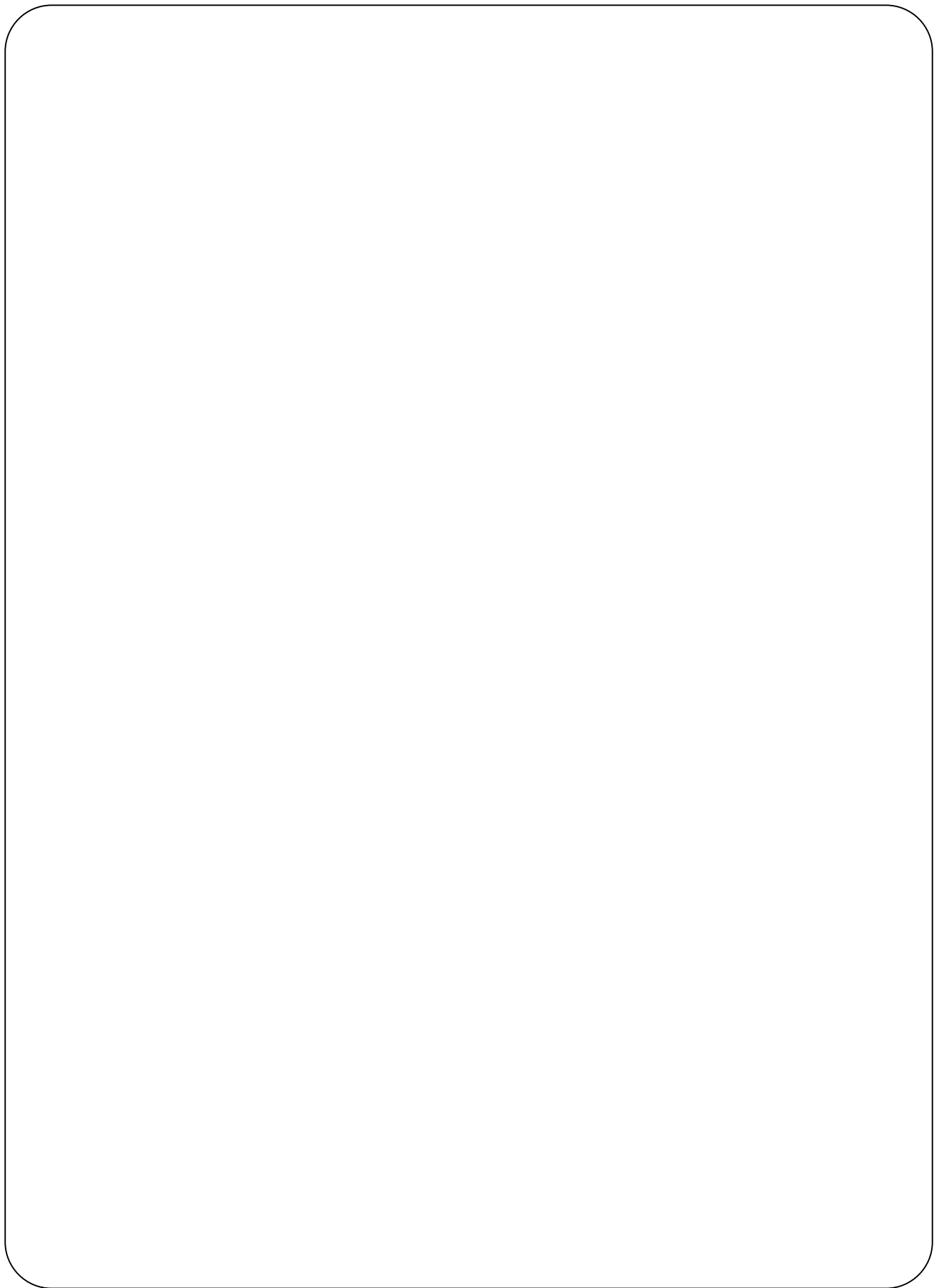
(50音順)

番号	構 成 員 名
1	高知県商工会連合会
2	高知県小中学校長会
3	高知県小中学校PTA連合会
4	高知県タウンポリス連絡協議会
5	高知県地域安全アドバイザー連絡会
6	公益社団法人 高知県防犯協会
7	高知県民生委員児童委員協議会連合会
8	高知県連合婦人会
9	公益財団法人 高知県老人クラブ連合会
10	高知県教育委員会
11	高知県警察
12	高知県

メ 毛



メ 毛



高知県安全安心まちづくり推進会議事務局

- 高知県文化生活部県民生活課
〒780-8570
高知市丸ノ内 1 丁目 2 番20号
電話 088-823-9319
- 高知県教育委員会事務局学校安全対策課
〒780-0850
高知市丸ノ内 1 丁目 7 番52号
電話 088-821-4533
- 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課
〒780-8544
高知市丸ノ内 2 丁目 4 番30号
電話 088-826-0110（代表）